

提案公募型県民協働モデル事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、「いわて県民計画」の基本目標に掲げる「いっしょに育む『希望郷いわて』」の実現に向けて、県民との協働による取組の展開を図るために行う「提案公募型県民協働モデル事業」(以下「公募型協働事業」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(事業内容)

第2 公募型協働事業は、県が提示するテーマに沿って、NPO から先駆性・発展性のある事業を公募し、企画立案から事業実施までをNPO が県と協働し、相乗効果を発揮しながら推進するモデルとなる事業として選定されたものについて、NPO に委託して実施するものとする。

(事業実施期間)

第3 採択事業の実施期間は、事業着手の日から平成23年3月31日までとする。

(公募テーマ)

第4 「いわて県民計画」の「アクションプラン(政策編)」に掲げる「政策推進目標」のうち、喫緊の課題として特に重点的に取り組む「雇用環境」、「県民所得」、「地域医療」及び「人口」の4つの項目に関連する分野の中から、応募団体が自由に選定する。

(事業採択の基準)

第5 採択事業数は、概ね3事業程度とする。

2 1事業当たりの事業費は、100万円以内とする。

3 公募型協働事業の採択に当たって、採択事業が満たすべき要件は、次のとおりとする。

要件	内容
提案内容の先駆性・的確性・発展性	<ul style="list-style-type: none">・アクションプランの政策推進目標の推進に資するものであるか。・既に県が実施している事業との重複はないか。又は、新たな地域課題に対する事業モデルとして有効か。【先駆性】・地域のニーズを踏まえ、的確な着眼点のもとに提案を提示しているか。【的確性】・他地域や他団体への波及効果が期待できるものであるか。【発展性】
事業計画の具体性及び実現可能性	<ul style="list-style-type: none">・スケジュールは具体的で実現可能なものか。・県との役割分担は的確か。・提案内容に対して事業項目は必要十分な内容か。
事業遂行能力	団体としての活動状況、組織構成等から十分な事業遂行能力があると判断できるか。
収支計画の妥当性	提案内容、事業計画等に対し、必要十分な項目を見積もり、その金額は妥当なものか。

4 ワークショップやアンケートなどの手法を取り入れ、広く県民の意見を聴きながら事業を実施

する場合は加対象とする。

5 次に該当する事業は、採択事業の対象外とする。

- (1) 専ら実施団体等の運営経費となっている事業（備品等の財産取得に要する経費や人件費のみの事業等）
- (2) 応募した事業の経費に対して他の助成等を受けているもの（受ける予定のものを含む。）

（応募できる団体）

第6 応募できる団体は、次のとおりとする。

- (1) 県内に事務所を有する NPO（法人格の有無は問わないもの）
 - (2) (1)に該当する複数の団体から構成されるグループ
- 2 事業の応募は、1 団体又は1 グループ当たり 1 提案とする。
- 3 以下の要件に該当する団体等は除く。
- (1) 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする団体でないこと。
 - (2) 組織の運営に関する規則（会則等）が存在しないこと。
 - (3) 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法に基づく事業報告書等が提出されていないこと。
 - (4) 事業の連絡担当者が特定できないこと。
 - (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体であること。
 - (6) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体であること。
 - (7) 暴力団であること、又は暴力団、暴力団員の統制下にある団体であること。

（応募期間）

第7 応募期間は、平成 22 年 5 月 24 日から 6 月 30 日までとする。

（応募方法）

第8 応募に当たって提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 提案公募型県民協働モデル事業企画提案書（様式 1）
 - (2) 団体・グループ概要書（様式 2）
 - (3) 提案事業の収支計画書（様式 3）
- 2 提出は、持参又は郵送によることとする。
- 3 提出先は、政策地域部政策推進室とする。

（事前相談窓口）

第9 NPO は、事業を提案するに当たって、県の各室課等に 1 名ずつ置かれる NPO 協働推進員を通じて、事前に相談することができる。

（事業の選考）

第10 選考は、政策地域部政策推進室職員による 1 次審査（書類審査）、外部の有識者及び県職員

で構成される選考委員会による2次審査（プレゼンテーション審査）の2段階で実施する。

- 2 選考結果は、全ての応募者に通知するとともに、岩手県のホームページに掲載する。
- 3 選考の手続は、別に定める。

（委託契約の締結）

第 11 採択事業の決定後、NPO、当該事業に係る県の所管課及び政策推進室の3者で協議の上、当該事業に係る委託事業仕様書を確定するものとする。

- 2 委託事業仕様書の確定後、NPOと県（政策推進室）との間で委託契約を締結する。

（事業の実施・完了）

第 12 県は、採択事業の実施に当たって、NPOに対して適切な情報提供や助言等を行うものとする。

- 2 NPOは、県に対して随時事業の進捗状況について報告するものとする。
- 3 NPOは、事業の完了後、速やかに事業報告書を県に提出するものとする。

（事業の評価等）

第 13 県は、事業完了後、課題や成果を検証するため、採択事業の事業評価を実施するとともに、公開による成果報告会を開催する。

（その他）

第 14 この要領に定めるもののほか必要な事項は、政策地域部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年5月20日から施行する。